

並びに当該

係る特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
所得税及び復興特別所得税の額の合計額に
という。）並びに特別措置法第二十八条第三
項（源泉徴収義務等）の規定により控除され
た金額に相当する金額のうち所得税及び復興
特別所得税の額の合計額に対応する部分以外
の部分の金額として政令で定める金額（以下
「特定復興調整対象外国税相当額」とい
う。）（
租税特別措置法第八条の四第一項の規定によ
る所得税の額）と、同法

特定調整外国税相当額及び特定復興調整対象 外國税相当額（ 及び復興特別所得税の額の合計額	所得税法及び東日本大震災からの復興のため の施策を実施するために必要な財源の確保に 関する特別措置法（平成二十三年法律第百十 七号） は、所得税法 並びに当該上場株式等の配当等に係る東日本 大震災からの復興のための施策を実施するた めに必要な財源の確保に関する特別措置法
--	--

(以下この項において「特別措置法」とい
う。) 第三十三条第一項(復興特別所得税に
係る所得税法の適用の特例等)の規定により
読み替えて適用される租税特別措置法

に相当する金額及び特別措置法第二十八条第
三項(源泉徴収義務等)の規定により控除さ
れた金額に相当する

)のうち所得税及び復興特別所得税の額の合
計額

(東日本大震災からの復興のための施策を実
施するために必要な財源の確保に関する特別
措置法(以下この項において「特別措置法」
という。)第三十三条第一項(復興特別所得

に

第六十六条の七第四項)及び法人税

第六十六条の九の三第四項、第六十八条

の九十一第四項及び第

六十八条の九十三の三

第四項

		税に係る所得税法の適用の特例等) の規定により読み替えて適用される租税特別措置法に相当する金額及び特別措置法第二十八条第三項(源泉徴収義務等)の規定により控除された金額に相当する
	及び復興特別所得税の額の合計額	「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
所得税及び復興特別所得税の額の合計額		
所得税及び復興特別所得税の額の合計額		

同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには必要な財源の確保に関する特別措置法の

ついては、所得税法

所得税及び復興特別所得税の額の合計額

所得税及び復興特別所得税の額の合計額

同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の

ついては、所得税法

所得税及び復興特別所得税の額の合計額

			所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
			同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の	
			ついては、所得税法	
			所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
		所得税及び復興特別所得税の額の合計額		
		同法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の		

については、所得税法

所得税及び復興特別所得税の額の合計額

所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第二十一条第三項各号

）、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）及び法人税

第六十六条の七第四項
、法人税

第一号、第六十六条の九の三第四項第一号、

第六十八条の九十一号

四項第一号及び第六十

を

八条の九十三の三第四

項第一号

復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）

法人税

に改め、同表外国居住者等の所得に対する相互主義による

所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の項中「同条第三項」を「同条第五項」に、「第二十八条第六項」を「第二十八条第九項」に改め、同表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項中「同条第六項」を

「同条第九項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「第二十八条第六項」を「第二十八条第九項」に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項の次に次のように加える。

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	第四十一条の二	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得
第六十九条の二第一項	第六十九条の二第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第八十一条の八の二第一項	第八十一条の八の二第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第一百四十二条の六の二	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額
税の額	税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額	所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額

地方法人税法 (平成二十六年 法律第十一号)	第一百四十四条の二の二第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の 額の合計額
第十二条の二第一項	法人税法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百七号。以下この条において「特別措置法」という。)第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百七号。以下この条において「特別措置法」という。)第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法
第十二条の二第二項	法人税法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百七号。以下この条において「特別措置法」という。)第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百七号。以下この条において「特別措置法」という。)第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用	法人税法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百七号。以下この条において「特別措置法」という。)第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百七号。以下この条において「特別措置法」という。)第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法

第十二条の二第三項	法人税法	特別措置法第三十三条第一項 の規定により読み替えて適用 される法人税法	される法人税法
第十二条の二第五項	つき同法	つき法人税法	
同法	法人税法 特別措置法第三十三条第一項 の規定により読み替えて適用 される法人税法 特別措置法第三十三条第一項 の規定により読み替えて適用 される法人税法		

第三十二条第二項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

第六十条の見出しを「（外国法人の提出する申告書に係る記名押印）」に改め、同条中「法人の提出す

る」を「外国法人が」に改め、「及び当該申告書」を削り、「修正申告書」の下に「を提出する場合」を加える。

第六十三条第一項の表地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の項中「（平成二十六年法律第十一号）」を削り、同条第十六項中「税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）その他の」を「法人税に関する」に改める。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 削除

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条第五項中「係る農地等」の下に「（農地法第四十三條第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項第一号中「耕作」の下に「（農地法第四十三條第一項の規定により耕作に該当す

るものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加える。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五十五条第四項中「係る農地等」の下に「(農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「農地法」を「同法」に改め、同項第一号中「耕作」の下に「(農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。)」を加える。

第二十二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条のうち消費税法第三十条第九項第一号の次に一号を加える改正規定中「適格請求書」の下に「又は適格簡易請求書」を加える。

第五条のうち、消費税法第五十七条の次に五条を加える改正規定(同法第五十七条の四第三項に係る部

分に限る。）中「及び第五項」を削り、同改正規定（同法第五十七条の四第五項に係る部分に限る。）中「あらかじめ、課税資産の譲渡等を受ける他の事業者又は売上げに係る対価の返還等を受ける他の事業者の承諾を得て」を削り、「適格請求書」の下に「適格簡易請求書」を加え、同改正規定（同法第五十七条の四第六項に係る部分に限る。）中「適格請求書若しくは適格返還請求書」を「これらの書類」に改め、同改正規定（同法第五十七条の六第一項に係る部分に限る。）中「適格請求書に」を「これらの書類に」に改める。

第十条のうち租税特別措置法第六十八条の十の改正規定中「中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項」を削る。

第十条中租税特別措置法第六十八条の十三第八項及び第九項の改正規定を削る。

第十条のうち租税特別措置法第六十八条の十五の二第七項の改正規定及び同法第六十八条の十五の三第十項の改正規定中「「百分の四・四」を「百分の十・三」に」を削る。

第十条中租税特別措置法第六十八条の十五の四第十二項の改正規定を削る。

第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の一第十二

項の改正規定、同法第二十五条の二の一第八項の改正規定、同法第二十五条の二の三第八項の改正規定、同法第二十五条の三第五項の改正規定、同法第二十五条の三の一第四項の改正規定及び同法第二十五条の三第三項の改正規定を削る。

附則第一条第七号の三ハ及びニを次のように改める。

ハ及びニ 削除

附則第三十五条の見出し中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、同条第一項中「長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等」を「リース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二百四十九号。以下この項及び附則第五十条第二項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法（三十年改正法附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法をいう。附則第五十条第二項において同じ。）第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡」に、「賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等」を「リース譲渡のうち三十一年適用日以後に課税資産の譲渡等を行つたものとみなされる部分」に改める。

附則第五十条第二項中「長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等」を「リース譲渡（三十年改正法第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法第十六条第一項に規定する长期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡」に、「賦払金に係る」を「リース譲渡のうち三十五年施行日以後に行つたものとみなされる」に改める。

附則第一百七条の見出し中「特別控除等」を「特別控除」に改め、同条第一項中「（第十一項及び第十三項を除く。）」を削り、同条第三項を削る。

附則第一百十一条中「（第十項を除く。）」を削り、「は、連結法人の連結親法人事業年度」の下に「（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第一百十二条中「平成三十一年十月一日前に開始した」を「平成三十年四月一日前に終了した」に改める。

附則第一百十三条中「（第六項を除く。）」を削る。

附則第一百四十二条の見出し中「特別控除等」を「特別控除」に改め、同条第二項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第六十四条の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定並びに附則第一百三十九条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

二 第十五条中租税特別措置法第九十条の十二第四項の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定及び同法第九十条の十四の改正規定 平成三十年五月一日

三 次に掲げる規定 平成三十年十月一日

イ 第六条の規定（同条中たばこ税法第十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第十四条の改正規定を除く。）並びに附則第四十六条から第五十一条まで、第一百三十条、第一百三十二条及び第一百三十五条（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十条、第五十一条第四項、第五十二条第十二項及び第十三項、第一百三十三条第三号並びに第一百五条の改正規定に

限る。) の規定

口 第十五条中租税特別措置法第八十八条の二の改正規定（同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）

四 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項第八号の四の改正規定、同法第九十五条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第一百六十二条の改正規定及び同法第一百六十五条の六第五項の改正規定並びに附則第三条、第十条及び第十二条の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第十二号の十九の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同法第一百三十九条の改正規定、同法第一百四十四条の二第五項の改正規定、同法第一百四十四条の六第一項ただし書の改正規定及び同法第一百四十九条第一項ただし書の改正規定並びに附則第二十一条、第二十九条及び第三十八条の規定

ハ 第十一条中国税通則法第一百五条の改正規定

ニ 第十二条の規定及び附則第五十四条の規定

ホ 第十三条の規定及び附則第五十五条の規定

ヘ 第十四条中租税特別措置法第五条の二第七項第四号及び第五条の三第四項第四号の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第二号に係る部分、同項第四号に係る部分及び同条第九項に係る部分（「（平成十四年法律第二百五十一号）」を削る部分に限る。）を除く。）、同法第四十条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十条の三の三第二十項の改正規定、同法第四十一条の十三の三第七項第四号の改正規定、同法第四十一条の二十一の改正規定、同法第四十二条の二十二第一項の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定（同条第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第六十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定並びに同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十六条、第八十四条、第一百条及び第一百四十二条の規定

五 次に掲げる規定 平成三十一年四月一日

イ 第二条中法人税法第四条の三第十二項の改正規定

口 第十五条中租税特別措置法第六十七条の五第一項の改正規定（「中小企業者又は」を「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は」に改める部分に限る。）及び同法第六十八条の百二の二第一項の改正規定（「中小連結法人」の下に「（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加える部分に限る。）

六 次に掲げる規定 平成三十一年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第八号の四に係る部分及び同項第四十一号に係る部分を除く。）、同法第二十一条第一項第五号の改正規定、同法第二十八条第三項の改正規定、同法第三十五条第四項の改正規定、同法第五十七条の二第二項の改正規定、同法第八十三条第一項第一号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十六条第一項の改正規定、同法第九十三条及び第九十四条の改正規定、同法第九十五条第一項の改正規定、同法第一百六十五条第一項の改正規定、同法第一百六十五条の五の二の次に一条を加える改正規定、同法第一百六十五条の六第一項の改正